

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の 有効活用に関する決議

近年の急激な物価高騰は、町民の生活に深刻な影響を及ぼしており、特に子育て世帯や高齢者世帯をはじめ、すべての町民に対して切れ目のない、迅速かつ公平な支援が強く求められている。

こうした中、先般閉会の第219回臨時国会において補正予算が成立し、地方には2兆円の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が配分され、大山崎町には総額約1億5千万円が交付される見込みとなっている。

しかしながら、本町議会に追加提案された補正予算第5号では、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」に係る支援事業の内容を見ると、その計上額は約4,500万円にとどまり、残る約1億円余りについては、現時点において具体的な使途が明らかにされていない状況にある。

物価高騰の影響が今なお継続する中にあって、交付金の活用が先送りされることなく、町民生活の負担軽減に直結する施策として、速やかに実施することが何よりも肝要である。

よって、大山崎町議会は、未だ使途が示されていない交付金につい

て、下記の事業に充当し、町民全体に対する早急かつ実効性のある支援を行うことを強く求めるものである。

記

1. 食料品の物価高騰に対する特別加算分約 5,000 万円（町民一人あたり 3000 円）の還元（現金給付等）
2. 次年度における中学校給食費一年分の無償化（約 2,500 万円）
3. 上水道基本料金 1 期分の免除（約 2,900 万円）

以上の施策を実施することにより、子育て世帯をはじめ、すべての町民に対し、物価高騰の影響を緩和する直接的かつ公平な支援が速やかに行われるよう、強く要望する。

以上、決議する。

令和 7 年 1 月 29 日

大山崎町議会